

第7節 滞納処分

1 滞納処分の意義

第1節で述べたように、租税の意義・本質を考察した場合には、租税が国庫に納入（納付）されて初めてその機能を生じることになるが、その機能を生じさせるために、国税の納付・徴収の手續が重要になる。そして、国税通則法等に定められているそれらの基本手續については、前節までに述べてきた。しかし、前節までに述べてきた手續のみでは、確定した税額が全額国庫に納入されるわけではなく、納入させるための強制手續が必要になる。すなわち、納税者が確定税額をその納期限までに完納しないことを「滞納」というが、国税の滞納について、前節までの定めによって納税者の任意による完納がされないときは、国は、納税者の財産から当該国税債権について強制的に徴収を図ることができる。このように、納税義務の任意の履行がない場合に、納税者の財産から国税（租税）債権の強制的徴収手續をすることを、滞納処分又は強制徴収という。

この滞納処分は、狭義の滞納処分と交付要求とに分かれる。前者は、国又は地方団体が自ら納税者の財産を差し押さえて、それによって租税債権の回収を図る手續であって、財産の差押え、差押財産の換価（公売）、換価代金の充当（配当）の一連の行政処分からなる。これに対し、交付要求は、現に進行中の強制換価手續の執行機関に換価代金の交付を求め、それによって租税債権の回収を図る手續である（これは、民事執行における配当要求に相当する）。また、単に滞納処分というときは、狭義の滞納処分を意味する場合と、交付要求を含めて意味する場合がある。

本節では、このような滞納処分の手續について、国税徴収法の定めるところにより概説することとする。

2 財産の差押え

(1) 差押えの通則

ア 差押えの要件

国税徴収法47条1項は、「次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならない。」と定めている。

「次の各号」には、次のように定めている。この場合の差押えとは、滞納処分最初の最初の手続であって、徴収職員が滞納者^(注163)の特定の財産の処分を禁止し、これを換価できる状態に置く強制的な処分である。この差押えは、強制換価のための第一段階的な機能を有する。

- ① 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき。
- ② 納税者^(注164)が国税通則法37条1項の定めによって督促されることとなる国税をその納期限（繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限）までに完納しないとき。

上記の①については、第3節の2及び5で述べたように、税務署長は、納税者がその国税を納期限までに完納しない場合には、督促状によりその納付を監督し（通則法37①）、その国税が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときには、国税徴収法等の定めによって滞納処分が行われる（通則法40）ことになっているが、当該国税通則法の定めに基づくものである。また、上記②についても、同様である。

次に、督促を受けた滞納者につき、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに国税通則法38条1項に定める繰上請求の事由に該当する事実が生じたときにも、徴収職員は、直ちにその財産を差し押さえることができる（徴収法47②）。ただし、その事実が破産手続又は企業担保権の実行手続の開始であるときは、差押えをすることなく交付要求を行うことになる（徴収法82①）。

なお、滞納者が第二次納税義務者又は保証人である場合の差押えの要件も、上記の場合と同様であるが、その場合の納税義務者又は徴収義務者に対する「督促状」に相当するものは、「納付催告書」である（徴収法47③）。

イ 超過差押え及び無益な差押えの禁止

国税徴収法48条1項は、「国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、

(注163) 滞納者とは、「納税者でその納付すべき国税をその納付の期限（国税通則法第47条第1項（納税の猶予）に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限を除く。）までに納付しないものをいう。」（徴収法29）ものである。

(注164) 納税者とは、「国税に関する法律の規定により国税〔略〕を納める義務がある者及び当該源泉徴収による国税を徴収して国に納付しなければならない者をいう。」（徴収法26）ものである。

差し押さえることができない。」と定めている。したがって、差押えのできる財産は、差押えの対象となる財産のうち、その価額が差押えをしようとする時において差押えに係る国税の額を著しく超えないものでなければならない。これを超過差押えの禁止という。

ただし、他に適当な財産がない場合において、差押えをしようとする財産が、例えば、マンションの建物部分と敷地利用権のように、不可分物であるときは一体として差し押さえることができるので、たとえ、その財産の価額が差押えに係る国税の額を超過するときであっても、その差押えは違法ではないと解されている（徴基通48-3参照）。

また、国税徴収法48条2項は、「差し押さえることができる財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の金額の合計額をこえる見込がないときは、その財産は、差し押さえることができない。」と定めている。これを無益な差押えの禁止という。

この場合の「合計額をこえる見込がないとき」とは、差押えの対象となる財産について、それぞれ個別に判定すると合計額を超える見込みがない場合をいうのであるが、これらの財産の全部又は一部を一体として判定すると合計額を超える見込みがある場合は含まれない（徴基通48-6）。

ウ その他の差押えの制限

国税徴収法は、前述の差押えの禁止のほか、次のような差押えの制限を定めている。まず、国税徴収法49条は、「徴収職員は、滞納者〔略〕の財産を差し押さえるに当っては、滞納処分の執行に支障がない限り、その財産につき第三者が有する権利を害さないように努めなければならない。」と定めている。この規定は、滞納処分に慎重を期すべきことを定めた訓示規定であると解され、滞納者の財産を徴収職員が選定し差押えをするに当たり、その者の有する全財産を綿密に調査しなければならないことまでも定めたものではなく、通常の調査によって知った第三者の有する権利を害さないように努めることをいうものと解されている（徴基通49-4参照）。

また、国税債権について特殊な事由が存する場合には、納税者のその特殊な事情に応ずる徴収手続の緩和等のため、所定の期間、差押えが制限されることになる。特殊な事由とは、例えば、納税の猶予（通則法46①～③）、滞納処分の停止（徴収法153①）、更生手続開始の決定がされた場合（会社更生法41①・50②③）、破産手続開始の決定がされた場合（破産法30①・43①）等である（徴基通47

—16参照)。

なお、納税者が保全差押金額に相当する担保を提供して保全差押え等をしないことを求めたとき(注165)(徴収法159④、通則法38④)、換価の猶予に伴う差押えの猶予(徴収法151②)、担保提供による差押えの猶予(通則法105③⑥)等の規定により差押えを猶予した場合にも差押えができない(徴基通47—16なお書)。

そのほか、第三者の権利の目的となっている財産の差押え(徴収法50)、相続があった場合の差押え(徴収法51)等においても、差押えの制限等が定められている。

(2) 差押えの手続

ア 共通事項

国税徴収法は、差押えの対象となる財産を次のように定め、それぞれに応じた差押えの手続を定めている。

- ① 動産又は有価証券
- ② 債権
- ③ 不動産、船舶、航空機等
- ④ 無体財産権等

また、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、所定の事項(搜索の日時、場所等)を記載した差押調書を作成し、これに書名・押印し、その財産が動産、債権等に該当するときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない(徴収法54、徴収令21)。

このような差押えは、滞納者のその財産の法律上又は事実上の処分を禁止する効力を有する。したがって、差押え後におけるその財産の譲渡又は地上権、債権、抵当権等の権利の設定等の法律上の処分は、差押債権者である国に對抗することができない。また、差押えに係る国税については、その差押えが効力を生じた時に時効が中断する(通則法72③)。

イ 動産又は有価証券の差押え

動産又は有価証券の差押えは、徴収職員がその財産を占有して行う(徴収法

(注165) 保全差押えとは、納税義務があると認められる者が脱税の嫌疑に基づき逮捕された場合など、一定の要件に該当するときに納付すべき税額の確定前にその者の財産を差し押さえることをいい(徴収法159①)、保全差押金額とは、その保全差押えにおいて、滞納処分を執行することを要する金額をいう(徴収法159①)。

56①)。そして、徴収職員がその財産を占有した時に、その差押えの効力が生じ（徴収法56②）、徴収職員が金銭を差し押さえたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る国税を徴収したものとみなされる（徴収法56③）。また、有価証券を差し押さえたときは、徴収職員は、その有価証券に係る金銭債権を取り立てることができ（徴収法57①）、その金銭を取り立てたときは、滞納者から差押えに係る国税を徴収したものとみなされる（徴収法57②）。

なお、滞納者の動産又は有価証券でその親族その他の特殊関係者以外の第三者が占有しているものは、その第三者が引渡しを拒むときは、差し押さえることができない（徴収法58①）が、税務署長等は当該第三者に対し、所定の手続により、当該財産を徴収職員に引き渡すべきことを命ずることができる（徴収法58②③・59）。

ウ 債権の差押え

債権（電子記録債権を除く。）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う（徴収法62①）。また、徴収職員は、債権を差し押さえるときは、債務者に対し、その履行を、滞納者に対し債権の取立てその他の処分を禁じなければならない（徴収法62②）。この差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる（徴収法62③）。なお、電子記録債権の差押えについては、上記の一般の債権の差押えに準じた手続が定められている（徴収法62の2）。

債権の差押えについては、その対象となる債権が預金や売掛債権の場合には、滞納者にとっては、重要な取引先に滞納の事実が知られることとなり、取引上の信用問題に関わることになるので、できる限り避けたいところである。そのことは、徴収行政庁にとっては、滞納税額の納付を促進させるための有効な手段ともなる。そのため、徴収実務においては、徴収行政庁と滞納者との間において債権差押えの可否をめぐる、攻防が続くことになる。

エ 不動産等の差押え

不動産の差押えは、滞納者に対する差押書の送達により行い（徴収法68①）、差押えの効力は、その差押書の送達によって生ずる（徴収法68②）。また、税務署長は、不動産を差し押さえたときは、差押えの登記を関係機関に囑託しなければならない（徴収法68③）、上記の差押書の送達前に差押えの登記がされたときには、その時に差押えの効力が生ずる（徴収法68④）。このような登録は、第三者に対して対抗要件を備えるためでもある。

上記の「不動産」とは、次に掲げる財産をいう（徴収法68①かつこ書、徴基通68-1）。

- ① 民法上の不動産（土地及びその他の定着物（民法86①））
- ② 不動産を目的とする物権（地上権、永小作権）
- ③ 不動産とみなされる財産（立木、工場財団等の特定の財団）
- ④ 不動産に関する規定の準用がある財産（鉱業権、漁業権、採石権等）
- ⑤ 不動産として取り扱う財産（鉄道財団、軌道財団、運河財団）

なお、土地の定着物とは、土地に付着させられ、かつ、取引上の性質としてその土地に継続的に付着させられた状態で使用されるもの、例えば、建物その他の工作物、植栽された樹木、大規模な基礎工事によって土地に固着された機械等をいう（徴基通68-2(2)）。

次に、「不動産等」とは、上記の「不動産」のほか、登記をすることができる船舶及び登録を受けた航空機（徴収法70）並びに登録を受けた自動車、登記を受けた建設機械及び登録を受けた小型船舶（徴収法71）も含まれる。

具体的な差押方法については、それぞれの財産の形態に応じて異なることになるが、土地は一定の範囲の地面をもって1単位とし、一筆の土地とされる（不動産登記法25・14②・35）ことから、これを単位として差し押さえる。また、建物は、土地に定着した建造物であるが、取引上及び登記上、土地から独立した不動産とされることから、土地とは別個に差し押さえなければならない（徴基通68-3）。

オ 無体財産権等の差押え

無体財産権等のうち特許権、著作権その他第三債務者等がない財産の差押えは、滞納者に対する差押書の送達により行い（徴収法72①）、その差押えの効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずる（徴収法72②）。また、税務署長は、無体財産等でその権利の移転につき登記を要するものを差し押さえたときは、差押えの登記を関係機関に嘱託しなければならない（徴収法72③）、その登記が差押書の送達前にされた時は、その時に差押えの効力が生ずる（徴収法72④）。なお、特許権、実用新案権その他の権利でその処分の制限につき登記をしなければ効力が生じないものとされているものの差押えの効力は、差押えの登記がされた時にのみ生ずる（徴収法72⑤）。

上記の「無体財産権等」とは、動産又は有価証券の差押手続、債権の差押手続及び不動産等の差押手続の適用を受けない全ての財産をいい（徴収法72

①、特許権等の第三債務者等がないものと、電話加入権等の第三債務者等があるもの、に区分される。

(3) 差押禁止財産

ア 一般の差押禁止財産

次に掲げる財産は、差し押さえることができない（徴収法75①）。これらの財産は、絶対的差押禁止財産と称され、それが外観上明白であるにもかかわらずそれを差し押さえたときは、その差押えは無効になると解されている（徴基通75-1）。

- ① 滞納者及びその者と生計を一にする配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。）その他の親族の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具
- ② 滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な3月間の食料及び燃料
- ③ 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物
- ④ 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物
- ⑤ 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者のその業務に欠くことができない器具その他の物
- ⑥ 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの
- ⑦ 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物
- ⑧ 滞納者に必要な系譜、日記及びこれに類する書類
- ⑨ 滞納者又はその親族が受けた勲章その他名誉の章票
- ⑩ 滞納者又はその者と生計を一にする親族の学習に必要な書類及び器具
- ⑪ 発明又は著作に係るもので、まだ公表していないもの
- ⑫ 滞納者又はその者と生計を一にする親族に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物
- ⑬ 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品